

ねんきん通信

新成人の皆さん、20歳になったら国民年金の手続きを!

●国民年金とは

- ・国民年金とは、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての方の加入が義務付けられているもので、老齢、障害、死亡により「**基礎年金**」を受けることができます。
- ・国民年金は、以下の3種類があり、どの制度に加入するかにより、**保険料の納め方が異なります**。

「第1号被保険者」

対象者…農業者、学生、フリーター、無職の方など。
保険料の納付方法…納付書による納付や口座振替など、自分で納めます。

「第2号被保険者」

対象者…厚生年金保険の適用を受けている事業所に勤務する方。(自動的に国民年金に加入します。)
保険料の納付方法…国民年金保険料は、**厚生年金保険料に含まれています**。

「第3号被保険者」

対象者…第2号被保険者の配偶者で、20歳～59歳の年齢の方
(年収が130万円以上で健康保険の扶養となれない方は、第1号被保険者となります。)
保険料の納付方法…国民年金保険料は、**配偶者が加入する年金制度が一括負担します**。

●加入の手続き

- ・20歳の誕生月の前月に、日本年金機構から「**国民年金被保険者資格取得届書**」が送られますので、必要事項を記入の上、**役場町民課保健福祉グループ又は問寒別出張所**へ提出してください。
- ・20歳前に就職して厚生年金や共済組合に加入している方は、手続きは不要です。
- ・20歳になられた時点で、配偶者が厚生年金保険や共済組合加入者で、その方に扶養されている場合は、資格取得届の提出は必要ありませんが、国民年金の手続きは配偶者の勤務先を経由して行われますので、配偶者の勤務先に必ずお問い合わせください。

●納付猶予制度について

- ・保険料の納付が難しい場合は、納付猶予制度がご利用できます。

「学生納付特例制度」

学生の方で、ご本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。
※手続きの際に、**年金手帳及び在学証明書または学生証のコピー**が必要となります。

「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、**本人及び配偶者の所得**が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
※失業等により手続きを行う場合は、**雇用保険受給資格者証及び離職票等**のコピーが必要となります。

●年金手帳について

- ・年金手帳は、加入手続きの後、自宅へ郵送されます。
(厚生年金の被保険者だった方、共済組合に加入していた方、障害、遺族年金を受給している、もしくは受給していた方には郵送されません。)
- ・保険料納付の確認や、将来年金を受け取る際に必要ですので、**大切に保管してください**。

詳しくは、**稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線159、告知端末機5-8815)にお問い合わせください。**